

官民人材交流センターの制度設計について（報告）の概要

平成19年12月14日

官民人材交流センターの制度設計に関する懇談会

はじめに

- ・「発足当初期」（平成20年10月見込み以降）と「本格稼働期」（平成23年10月見込み以降）について設計。将来的により一層機能するための制度改正を伴う課題を〈別添〉に。

1. センターの目的と設計方針

- ・各府省の権限、予算を背景とした天下りを排し、行政に対する国民の信頼を回復する。
- ・柔軟な人材移動を確保、日本の国際競争力を向上させ、公務の生産性、効率性を向上させる等。

2. 再就職支援の対象となる職員の範囲

(1) 退職事由

- ・退職を勧奨された者及び組織の改廃等による分限予定者を対象とすることを原則。

(2) センターへの登録

- ・一定の要件（例えば50歳以上又は本府省課長相当職）に達した職員は、センターに情報を登録。要件に達していない一定の希望者や分限予定者もセンターへ登録可能。

(3) 再就職支援

- ・当該職員の退職後1回目の再就職のみを支援することを原則。

3. センターの機能

(1) 官から民への再就職支援機能

- ・登録機能 カウンセリング機能 求人開拓機能 データベースの管理機能 再就職先候補選定機能 職員支援機能を整備。
- ・積極的な民間委託が必要。ただし、業務の中立性が損なわれることがないよう留意。

(2) 民から官への就職支援機能

- ・当面は、各府省が行っている採用に関する情報の一元的提供や、公務員制度や政府の業務についての広報等の業務を行う。将来的には機能を拡充する必要。

4. センターの組織のあり方

(1) 人材構成

- ・センターの職員の人事権は内閣総理大臣に属するものであるが、以下に留意。
将来的には、知見を有する民間出身者数が各省出身者と同数以上になることを目途に積極的に登用するとともに、副センター長及びその他の幹部について民間から登用するように努める。

(2) 組織の規模

- ・「発足当初期」は、退職勧奨を受けた者のうち希望する者が必要な支援を受けることを可能とするための体制整備が必要。その際必要最小限度の体制とする。

5. 公正性・効率性確保のためのルール

- ・(1) 各省出身者の行為 (2) 情報提供 (3) 再就職支援の対象法人の範囲（原則として特段の制限を設けないことが妥当。ただし、職員が直接の利害関係に立っている法人、不適切な契約と指摘された契約の相手方の法人のほか、当面は一定規模以上の随意契約を継続的に結んでいる法人は対象外）(4) 情報公開 (5) 業務方法 (6) コンプライアンス機能についてのルールを策定。

6. 工程

- ・できるだけコンパクトな体制でスタート、随時、効率性・実効性の観点から見直し。再就職あっせん一元化までに、再就職ニーズに十分対応できる体制、業務の仕組み等を整備。

〈別添〉 センターが将来的により一層機能するために重要な制度的な環境整備の課題